

令和5年度  
第5回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和5年8月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年8月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年8月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年8月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年8月25日 13時35分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 17名 欠席 2名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	▲	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 13番	工藤嘉充	議席番号 14番	古川美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号1番 日戸重夫 委員、8番 松村勝彦 委員、それぞれ所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、13番 工藤嘉充 委員、14番 古川美枝子 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

第5回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、6項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年8月以降の主な会議 行事等日程について

以上、1項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、9月8日午前9時00分に決定となりました。

2 項目め。農業委員の辞任について

内容について協議を行ったところ、6 ページの上側に記載した通りとなり、本日の総会への提案となったものです。

また、本日の農業委員会議において、欠員補充に関する西根南地区調査会の意向を元に協議を行い、今後の対応を決定することとなりました。

3 項目め。令和5年度第5回総会について

内容について協議を行ったところ、このページの中ほどに記載した通りとなり、農業委員の辞任に関する議案（辞任に関する同意）を含めた議事の進行で行うことが決定されました。

4 項目め。第3回・第4回農業委員会研修会の開催について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

5 項目め。農林水産省タブレットに搭載する eMAFF 現地確認アプリについて

内容について協議を行ったところ、このページの下側に記載した通りとなりました。

6 項目め。先進地視察研修について

内容について協議を行ったところ、9 ページの上側に記載した通りとなりました。

以上、4 項目めから 6 項目めの決定された内容について、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

続いて事務局より 2 件の情報提供を行いました。改めて本日の委員合同会議の情報提供等で、事務局より説明を行う事としております。

その他の内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年8月25日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

## 議長（立柳会長）

ただ今の「第5回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

## 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和5年7月25日から令和5年8月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は8月17日の木曜日でございます。9件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の10番委員 高橋栄光 委員、農業委員の13番委員 工藤嘉充 委員、推進委員の西根南地区の7番委員 畠山和雄 委員、推進委員の松尾地区の5番委員 高橋栄悦 委員、推進委員の安代地区の4番委員 三浦隆委 員の5名でございます。

また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和5年7月21日から令和5年8月18日までの間で、あっせんの申出は3件となっております。

それでは業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

#### ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件です。

申請番号1：平館第4地割2-1、田、222㎡を含む3筆1,702㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理と野菜を作付しており、権利取得後も同様に管理作付予定です。

申請番号2：松尾寄木第1地割551-3、畑、977㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人の父が野菜、果樹、山菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：松尾寄木第2地割632、田、839㎡を含む4筆4,168㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は水稲と野菜を作付予定です。

申請番号4：野駄第6地割30、畑、4,001㎡を含む14筆13,345㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が賃貸借契約していた農業者が自己保全管理とそばを作付しており、権利取得後も同様に管理作付予定です。なお、田の一部については、後藤川地区基盤整備対象農地として工事が行われており、工事完了後は、集約後の農地に水稲を作付け予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

#### 13番（工藤嘉充委員）

13番 工藤嘉充です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市役所から北東へ約1kmの地点です。現況は、田は保全、畑は野菜が作付けされていました。

申請番号2番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1.2kmの地点です。現況は、野菜、果樹、山菜が作付けされていました。

申請番号3番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約1.7km以内の地点です。現況は、保全されていました。

申請番号4番ですが、位置は、松尾中学校を中心に1.8km以内に点在しています。現況は、田はそばが作付けされ、畑は保全されておりました。また、田の一部は、後藤川地区基盤整備の対象農地として工事中でしたが、整備後は、水稲を作付予定とのことでした。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ござ

いませんか。

**5 番委員（熊澤委員）**

はい。

**議長（立柳会長）**

はい、熊澤委員。

**5 番（熊澤委員）**

所有者が管財人弁護士の場合でも中間管理機構を使った売買・貸借はできるのでしょうか？

**事務局（恩賀主事）**

大丈夫です。

**議長（立柳会長）**

ほかに質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

**○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』**

**議長（立柳会長）**

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（高橋主事）**



(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：大更第31地割544、田、3,948㎡を含む2筆8,360㎡。転用の目的は、賃貸借権設定による砂利採取で2年間の一時転用です。内容は、砂利採取が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

### 13番（工藤嘉充委員）

13番の工藤嘉充です。

申請番号1番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から東へ約1.4kmの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、赤川に近く良質な砂利が採取可能である上に、砂利工場までの運搬距離が近く、選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

## 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第15地割168、田、278㎡です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しております。

申請番号2：平笠第24地割382-1、田、1,620㎡です。現況は、駐車場や資材置場に利用されており、雑種地化しております。

申請番号3、谷地中25-1、田、937㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号13番 工藤嘉充 委員にお願いします。

### 13番（工藤嘉充委員）

13番の工藤嘉充です。

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から南東へ約1.1kmの地点です。現況は、雑種地化しております。申請地は平成5年頃から、圃場の条件が悪く、耕作できずに放置していたとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は西根I.Cから北西へ約1kmの地点です。現況は、駐車場や資材置場等に利用され、雑種地化しております。申請地は平成6年頃から、現在の状況でそのまま利用し、放置していたとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は田山支所から南東へ約2kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しております。申請地は体調不良で不耕作となり、昭和42年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。

以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

##### 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

##### 事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをご覧ください。

今月の申請は14件で、全件新規の申請です。中間管理機構を通した使用貸借権設定が11件、所有権移転が3件、そのうち1件は中間管理機構を通した申請です。

まずは、所有権移転です。

申請番号1番は松尾地区に係る申請です。

申請番号2番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構を活用した使用貸借権設定です。

申請番号3番～6番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号7番～13番は、松尾地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号14番は、西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の13ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の22ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

申請番号1番は、令和3年7月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に農用地利用配分計画により貸し付けられた農地です。今回申請は、権利設定人の変更に伴う促進計画案の作成です。計画内容については、現行のとおり再配分となります。要するに、耕作者が佐々木正義さんから田村保造さん になることによる計画案の作成です。

本申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

**○議案第6号『農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて』**

**議長（立柳会長）**

次に、議案第6号『農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（立花事務局長補佐）**

(提案理由朗読後、内容説明)

総会資料の23ページをお開きください。議案第6号について、説明をさせていただきます。

(別紙内容の説明)

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

**議長（立柳会長）**

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第6号『農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて』は、原案のとおり決定いたしました。

**6 閉会（13時35分）**

**議長（立柳会長）**

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第5回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（田村事務局長）**

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年9月25日

会 長 \_\_\_\_\_

13番委員 \_\_\_\_\_

14番委員 \_\_\_\_\_

# 令和5年度

## 第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年8月25日（金）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第5回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
  - 議案第6号 農業委員会委員の辞任に関し同意を求めることについて
- 5 閉 会